入院時食事療養費の 見直しについて

令和6年6月1日から厚生労働 省の定める入院時の食費の基準が 変わることに伴い、一食あたりの 自己負担額が変更となります。 ご理解をお願いいたします。

(改定後の自己負担額の目安)

一般所得者の 場合	460円	+30円	490円
住民税非課税 世帯の場合	210円	+20円	230円
住民税非課税 かつ所得が一 定基準に満た ない70歳以 上の場合	100円	+10円	110円

令和6年5月 松代病院長